

令和2年(2020年)2月18日(火)
豊中市役所第一庁舎6階教育委員室
午前9時30分～10時30分

令和元年度(2019年度)第3回 豊中市総合教育会議

次 第

1 開会

○市長あいさつ

2 出席者の紹介

3 案 件

- (1) いじめ・児童虐待防止に対する取り組みについて
- (2) コミュニティ・スクールについて
- (3) その他

配付資料

○ 豊中市総合教育会議名簿	資料1
○ いじめ・虐待から子どもを守るプロジェクト	資料2
○ いじめ事案対応フロー図	資料3
○ いじめ事案を発見～解決に至る校内体制の強化について	資料4
○ コミュニティ・スクール制度の概要	資料5
○ 「教育委員会制度」と「学校運営協議会制度」 (文部科学省「コミュニティ・スクールのつくり方」抜粋)	資料6
○ コミュニティ・スクールについて (文部科学省「コミュニティ・スクール2018」抜粋)	資料7
○ 学校評議員から学校運営協議会への発展 (文部科学省「コミュニティ・スクールのつくり方」抜粋)	資料8
○ コミュニティ・スクールの導入・推進状況	資料9
○ 学校と地域の効果的な連携・協働と社会教育法の改正について (文部科学省「コミュニティ・スクールのつくり方」抜粋)	資料10
○ コミュニティ・スクールに関するQ&A (文部科学省「コミュニティ・スクール2018」抜粋)	資料11

令和元年度(2019年度) 第3回 総合教育会議名簿

※敬称略

長内 繁樹	豊中市長
岩元 義継	豊中市教育長
船曳 弘栄	豊中市教育委員会委員 (教育長職務代理者)
藤原 道子	豊中市教育委員会委員
橋本 和明	豊中市教育委員会委員
森 由香	豊中市教育委員会委員
赤尾 勝己	豊中市教育委員会委員

(事務局)

榎本 弘志	都市経営部長
寺田 光一	都市経営部 経営計画課長
坂本 篤史	都市経営部 経営計画課
原園 さや香	都市経営部 経営計画課
福山 隆志	都市経営部 経営計画課
岩下 良輔	都市経営部 経営計画課
具志堅 興紀	都市経営部 経営計画課
定光 絵里	都市経営部 経営計画課

いじめ・虐待から子どもを守るプロジェクト

1. 事業主旨

いじめ・児童虐待から子どもを守るため、子どもが相談しやすい窓口整備を図るとともに、地域社会における子どもの見守り体制づくりを進めます。特に、市長部局（こども相談課）では、いじめ・児童虐待防止担当主幹を中心とした相談支援体制を強化し、現行の教育委員会(児童生徒課)と同様の対応ができる機能を備え、受付したいじめ事案を終結に至るまで対応します。また教育現場で対応しているいじめ事案の全数把握も行い発生予防にかかるしくみづくりに取り組みます。

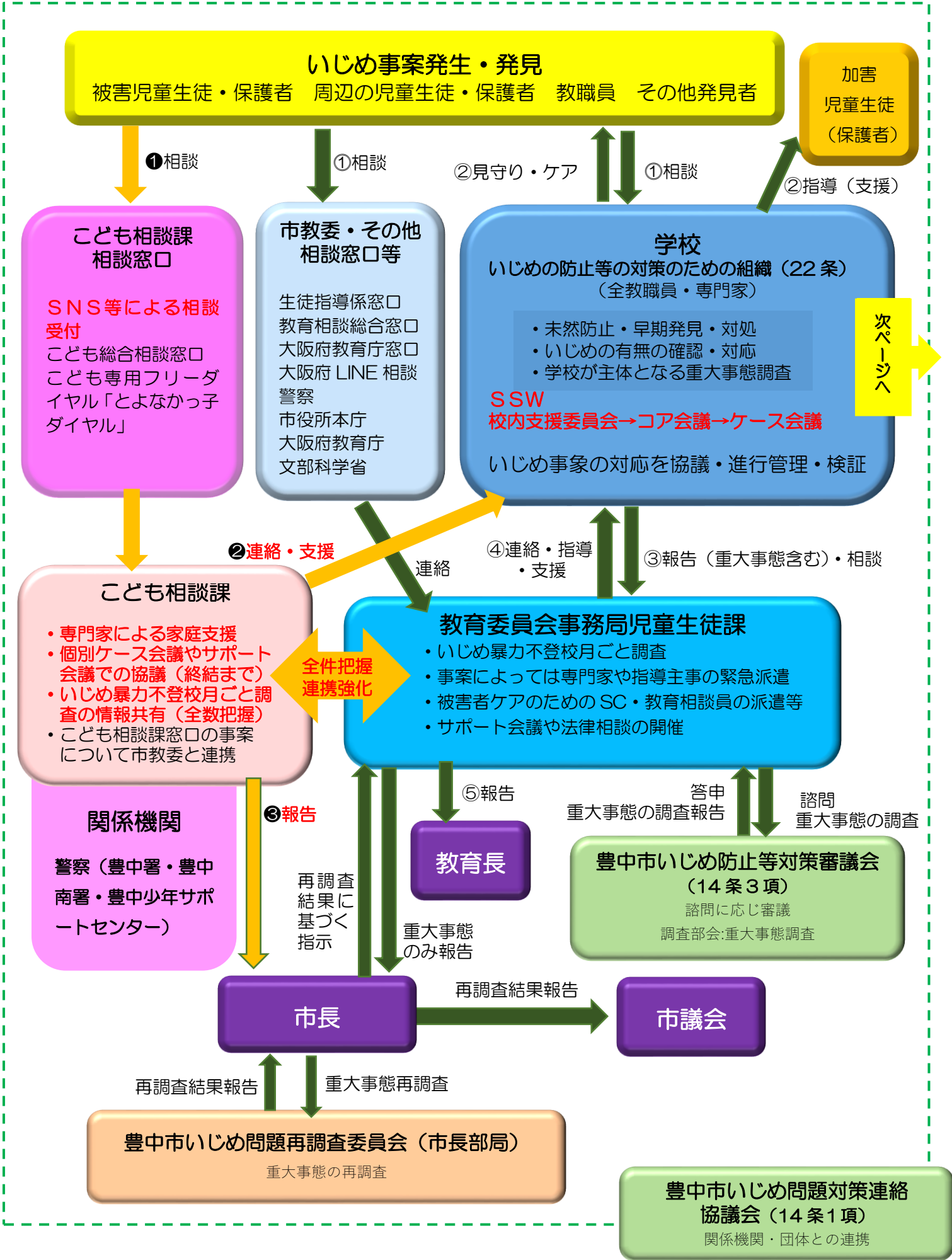
2. 主な新規・拡充事業

- ① いじめ専用 LINE 相談窓口を新設(子どもの相談しやすい窓口整備)
- ② 子ども専用フリーダイヤル「とよなかつ子ダイヤル」の周知徹底（子どもの相談しやすい窓口整備）
- ③ 市長部局によるいじめ事案の終結に至るまでの対応（当事者に寄り添う支援体制の強化）
- ④ スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の増員による学校内体制の強化（当事者に寄り添う支援体制の強化）
- ⑤ SSW と連携した地域支援ネットワーク構築（地域社会で見守る体制づくり）
- ⑥ 「いじめ・虐待から子どもを守るフォーラム」などによる市民啓発活動の充実（地域社会で見守る体制づくり）
- ⑦ 学校区（小学校、中学校）単位での講演会の開催（地域社会で見守る体制づくり・未然防止・早期発見）
- ⑧ 子ども(家庭)支援訪問事業の対象年齢引き上げ（未然防止・早期発見）

3. いじめ防止の主な取り組み

		現 状	令和 2 年度 «新規・拡充部分»
市長部局	こども相談課	こども総合相談窓口 とよなかつ子ダイヤル (こども専用フリーダイヤル) いじめ専門窓口の案内	LINE 相談窓口の開設 いじめ・児童虐待防止担当主幹を中心とした 相談機能の強化 いじめ事案の全数把握・進捗管理 被害者・加害者の生活支援(SSW と連携) 校区講演会の開催、サポート会議参画 地域支援ネットワークの構築(SSW と連携)
教育 委員会	児童生徒課	教育相談・教育相談総合窓口 弁護士等を活用した指導助言 いじめ事案の把握と審議会への報告 サポート会議	SSW 派遣及びサポート会議の拡充 市長部局といじめ事案の全数と進捗状況の共有 校区講演会の開催 市長部局と連携強化
	小・中学校	«SSW» 相談受付 スクリーニング・支援方策作成 コア会議（対応方針決定）	«SSW» 事案のモニタリング及びケース会議の運営 市長部局と連携強化
		相談受付 事案認定(被害者ケア・加害者指導) いじめアンケート調査	校区講演会の開催 市長部局と連携強化

いじめ事案対応フロー図



いじめ事案を発見～解決に至る校内体制の強化について ＝スクールソーシャルワーカー（SSW）の拡充＝

1. 現状の課題

- ・担任が抱え込んでしまいがちである
- ・初期対応の不備（組織的対応がうまくいっていない）
- ・校内で共有された情報がうまく支援に活かさない

2. 校内体制の強化

支援が必要な全ての子どもについての情報が集まる校内支援委員会やコア会議を校内組織の中心に位置づけて定期的派遣校(26校)で定例化。各会議にSSWの参加を必置とする。

- ① 校内支援委員会・・・いじめ事案の発見（月1回程度）
各クラス担任からの報告に基づき、校内で案件を共有
メンバー：管理職 養護教諭 生徒指導担当者 支援教育担当者 学年代表者 SSW 等
- ② コア会議・・・・・・複数案件の方向性の決定（月2回程度）
集まった案件について、解決に至る方向性を議論
メンバー：管理職 養護教諭 生徒指導担当者 加配教諭 SSW 等
- ③ ケース会議・・・・・・個別ケースへの対応
個別ケースごとに関係者が集い、解決を図る
メンバー：管理職 担任 学年の教員 関係機関 保護者 SSW 等

3. ねらい

- ①子どもの問題の本質に迫り、問題の予防ができる学校づくりができる
- ②ケース会議、保護者面談、子どもとの面談、校内支援委員会が連動して効果的な支援を展開できる
- ③縦割り組織を崩し子どもに関わる支援者が横断的につながりチームを形成できる
- ④校内システムにモニタリング機能を構築する
校内支援委員会・コア会議が定例化できるようになることでモニタリングの場にするのが可能になる

コミュニティ・スクール制度の概要

1. 背景

・学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールは、教育委員会制度の意義 ①政治的中立性の確保 ②継続性、安定性の確保 ③地域住民の意向の反映のうち、③の具体化をおこなうものとして制度化された。

・地域住民や学校関係者の合議体である学校運営協議会が、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じ、教育課程や学力向上、いじめや不登校などの生徒指導上の課題、部活動などについても対等な立場で協議する“コミュニティスクール”制度が、地教行法第47条の6に平成29年度4月、努力義務として定められた。

2. 制度概要

【目的】

- ・組織的・継続的な体制の構築＝持続可能性
- ・当事者意識・役割分担＝社会総がかり
- ・目標・ビジョンを共有した「協働」活動

【具体的役割】

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認
- ② 学校運営についての意見の提出
- ③ 教職員の任用に関する、教育委員会規則で定める事項についての意見の提出など

【学校評議員制度との違い】

- ・校長が必要に応じて学校運営に関する意見を求めてきた学校評議員制度に代わり、合議体の協議会である学校運営協議会が一定の権限を持って参画することとなる
- ・継続性、組織的活動、役割の明確化、連携・協働性の観点からのメリットが期待できる。
- ・目標・ビジョンを共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことが期待できる。

3. 他市での学校運営協議会の活動事例

平成30年4月1日現在、導入校数は、小学校3,265校、中学校1,492校、全国で14.7%（すべての学校を含む）。大阪府内で17校（池田市、守口市で各1校、能勢町2校、河内長野市13校）で導入している。

※先進市の事例

姫路市立白鷺小中学校

教職員・PTA・地域で構成される4部会（活動例）

生活部会（登下校指導・子ども110番）

学習部会（学習活動のサポート、白鷺学）

交流部会（和太鼓・よさこい・愛媛会）

環境部会（草花・小動物の世話）

4. 地域学校協働本部と、地域学校協働活動推進員の設置

学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくためには、学校運営協議会とともに、地域学校協働本部の双方が機能することが重要。

地域と学校をつなぐコーディネータである地域学校協働活動推進員が、情報共有や助言を行いながら、両団体をつなぐことが重要。（※社会教育法第9条の7に基づく委嘱）

5. ポイント、論点

地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的な推進

6. スケジュール案

令和元年度 モデル校の選定～打診

令和2年度 モデル校実施を踏まえた制度の詳細検討

関係者（教職員・保護者・地域住民など）への説明

推進委員の選定・任命・推進会議の開催

「教育委員会制度」と「学校運営協議会制度」

コミュニティ・スクールの仕組みができる前は、保護者や地域住民の意見を自治体の教育行政に反映できる仕組みとしては「教育委員会制度」がありませんでした。（教育委員 5名のうち 1～2名が保護者・地域住民）

学校運営協議会制度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいた制度です。

「学校運営協議会」は教育委員会によって学校に設置され、その委員は、その学校、その地域の実情に合わせ、教育委員会が任命することとなります。

つまり、学校運営協議会委員は「（非常勤）特別職の地方公務員」として一定の権限を有し、学校と「対等な立場」で協議を行うことができます。また、合議体として公式に学校や教育委員会に意見を述べることができます。

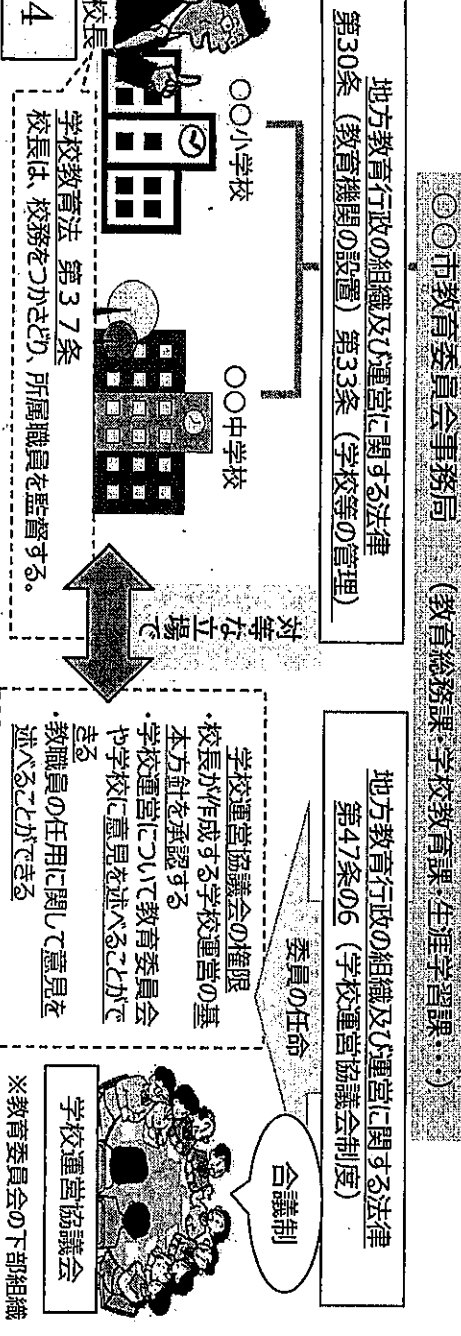
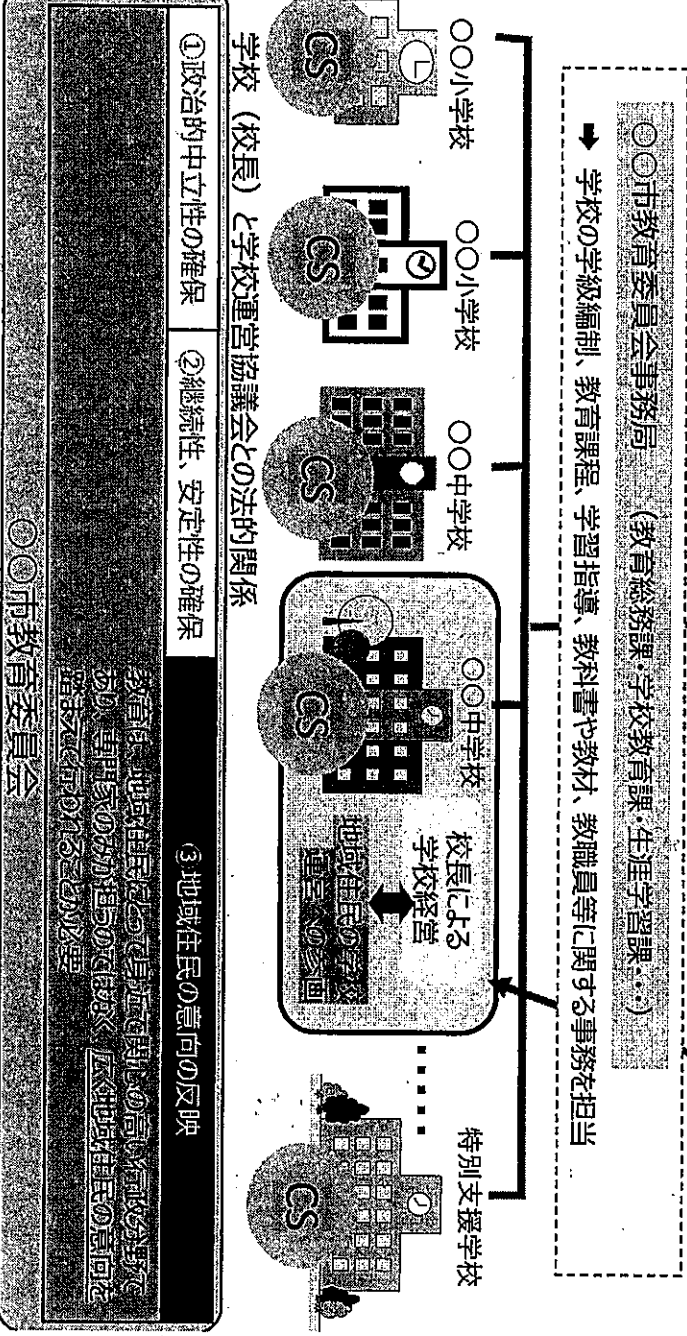
「教育委員会制度」と「学校運営協議会制度」

①政治的中立性の確保 個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要	②継続性・安定性の確保 教育は、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要 また、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要	③地域住民の意向の反映 教育は、地域住民にとって身近な問題の多い行政分野であり、専門者のみが担当するのは難しく、広く地域住民の意向を踏まえて対応することが必要
---	--	--

【合議制】 ○○○市教育委員会（教育長 教育長職務代理 委員 3名）

○○○市教育委員会事務局（教育総務課・学校教育課・生涯学習課...）

→ 学校の学級編制、教育課程、学習指導、教科書や教材、教職員等に関する事務を担当



コミュニティ・スクールのメリット・魅力は何？

従来より地域との連携を進めているが、コミュニティ・スクールになるメリットと魅力ってどんなところ？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てたいのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「役割分担をもち連携・協働による取組」ができます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みです。当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がります。

子供たちへの魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自信や達成感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防災・防犯等の対策によって安心・安全な生活ができます。

教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会関係科」などの教育課程の実践が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力がより子供と向き合う時間が確保できます。

保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

地域の人々に与える魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよきとこをとりとめます。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



「地域とともにある学校づくり」を目指して

連携・協働

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

社会総掛かり

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

共有

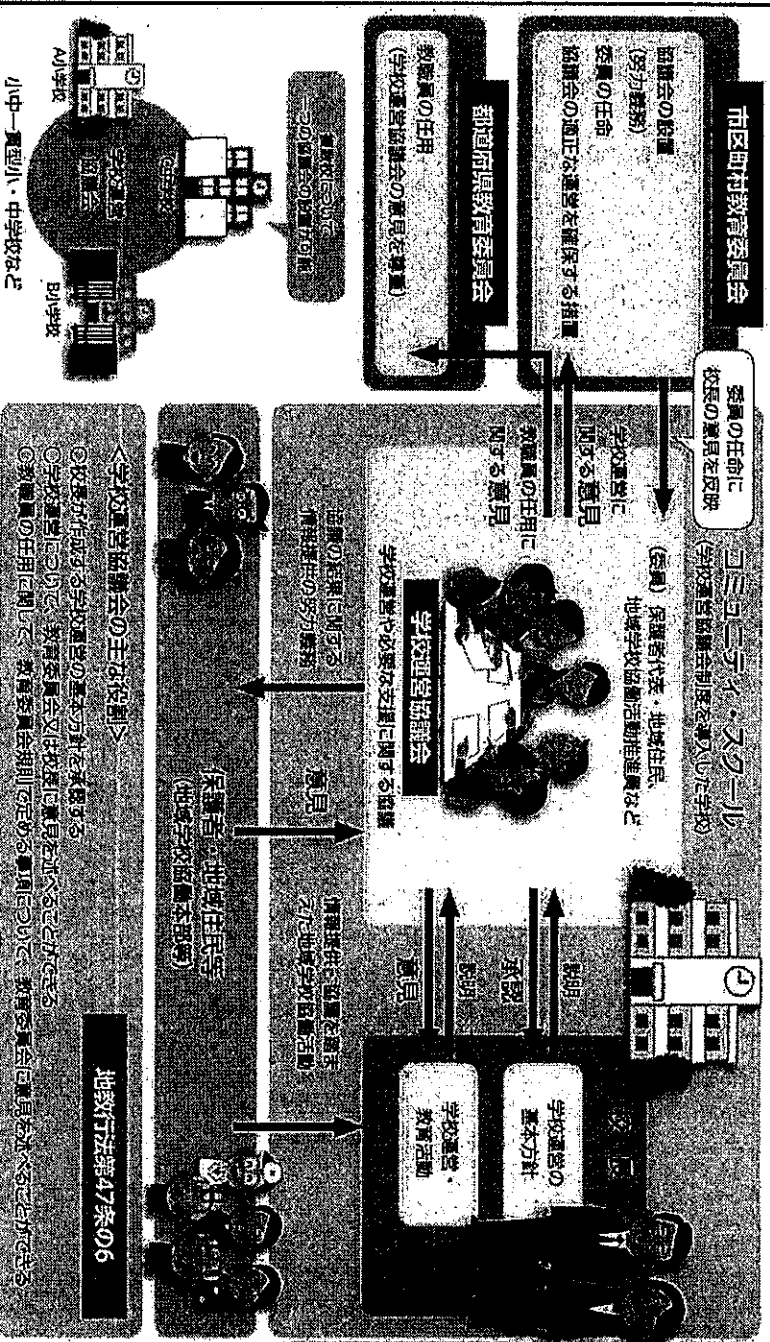
輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。
コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会 を導入した学校

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に関する法改正(平成29年4月施行)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6)

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に関する活動を行う者(地域学校協働活動推進員等)を追加
- 教職員の任用に関する意見の聴取について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

▶ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

学校運営協議会は、校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、「育むべき子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有」します。保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することができます。

ビジョンを共有するにあたっては、一方が伺いをたて、一方がそれを了承するという関係ではなく、**学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協議へとつなげていく**ことが重要です。

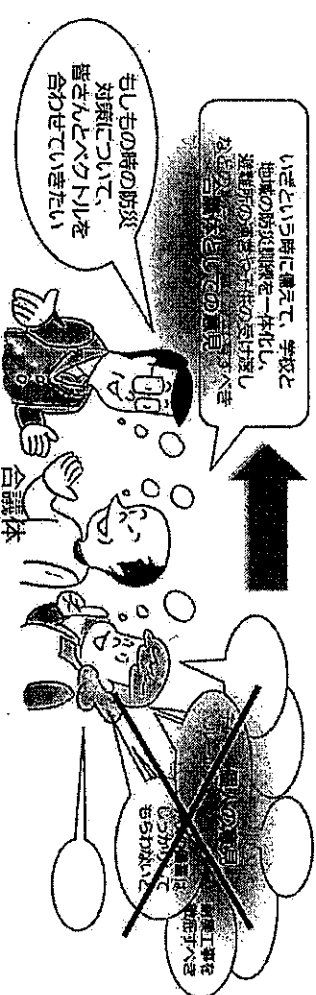
校長は、承認された学校運営の基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うこととなります。



▶ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる

学校運営協議会は、**「地域住民等の意見を反映させる観点」**から、校長が作成する基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることが出来ます。委員からは、子供たちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気づくことができなかった学校の魅力や課題を共有することができます。

学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民等の代表による**協議会としての意見を述べ**ることとなります。



▶ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

学校運営協議会は、**「学校の職員の任用の公正性の確保」**の観点から、教職員の採用その他の任用に関する事項について、直接、任命権者に対して意見を述べることが出来ます。学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が**「実現しようとする教育目標等」**を踏まえた教職員の配置を求め、そのための重要な機能です。**任命権者(都道府県政令市)は、その実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めること**が求められますが、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。
また、校長の意見員申権そのものに変更が生じるものではありません。(→ P7:Q&A)



学校評議員から学校運営協議会への発展

開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子供たちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総掛かりで当事者意識をもって取り組めるよう、学校評議員を学校運営協議会委員として任命します。このことにより、委員は校長先生の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるできるようになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学校教育法施行規則

学校運営協議会規則(教育委員会規則)

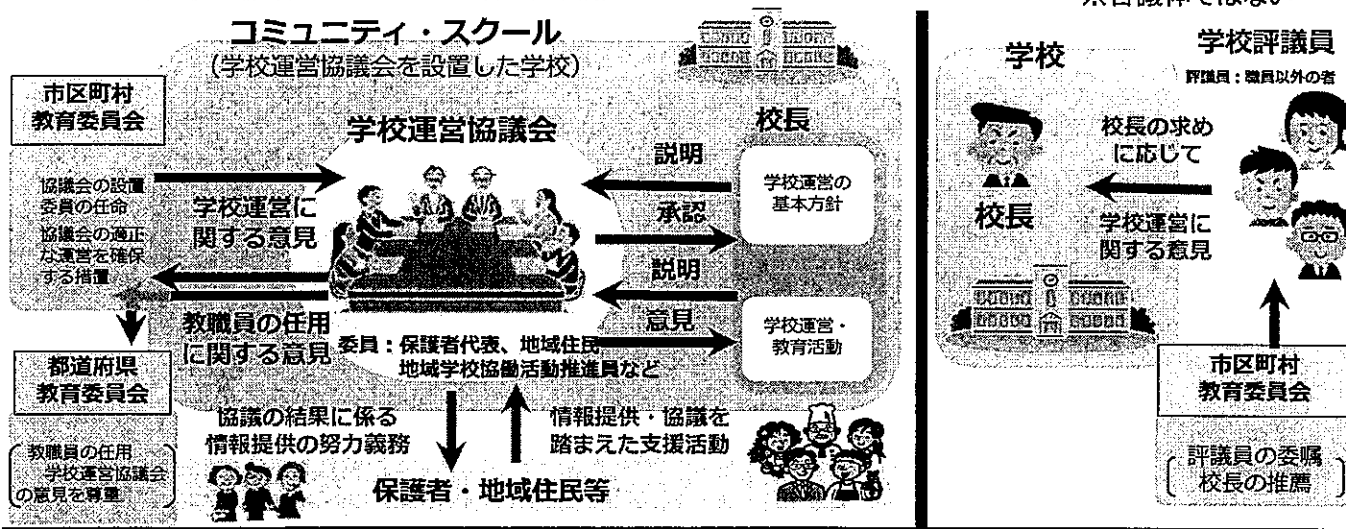
学校管理規則

学校運営協議会 <合議体>

学校評議員

※合議体…複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織体

※合議体ではない



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置(校長の運用によらない)	←	継続性の観点	→	校長の異動に左右
協議体による組織的な活動の広がり	←	組織的活動の観点	→	想定していない
法令等に基づき役割(権限)が明確化	←	役割の明確化の観点	→	校長の運用
主体的参画による連携・協働性が向上	←	連携・協働性の観点	→	第三者的関わり

学校評議員の仕組みから「学校運営協議会」に移行することによる主な魅力・メリット

- ・法的に位置づけられたコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員は、学校と「対等な立場」で学校運営の当事者として協議を行うことができる立場にあります。保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善・充実が期待できます。
- ・学校・家庭・地域において、共通の目標やビジョンを目指した取組(活動)が可能となります。(一方的な支援にとどまらない、主体的・能動的な取組の展開)
- ・コミュニティ・スクールの機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、校長は、保護者や地域住民等に対する説明責任の意識が向上するとともに、保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となります。
- ・コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善に資するより確かなPDCAサイクルを確立しやすくなります。

コミュニティ・スクールの導入・推進状況《教育委員会別》

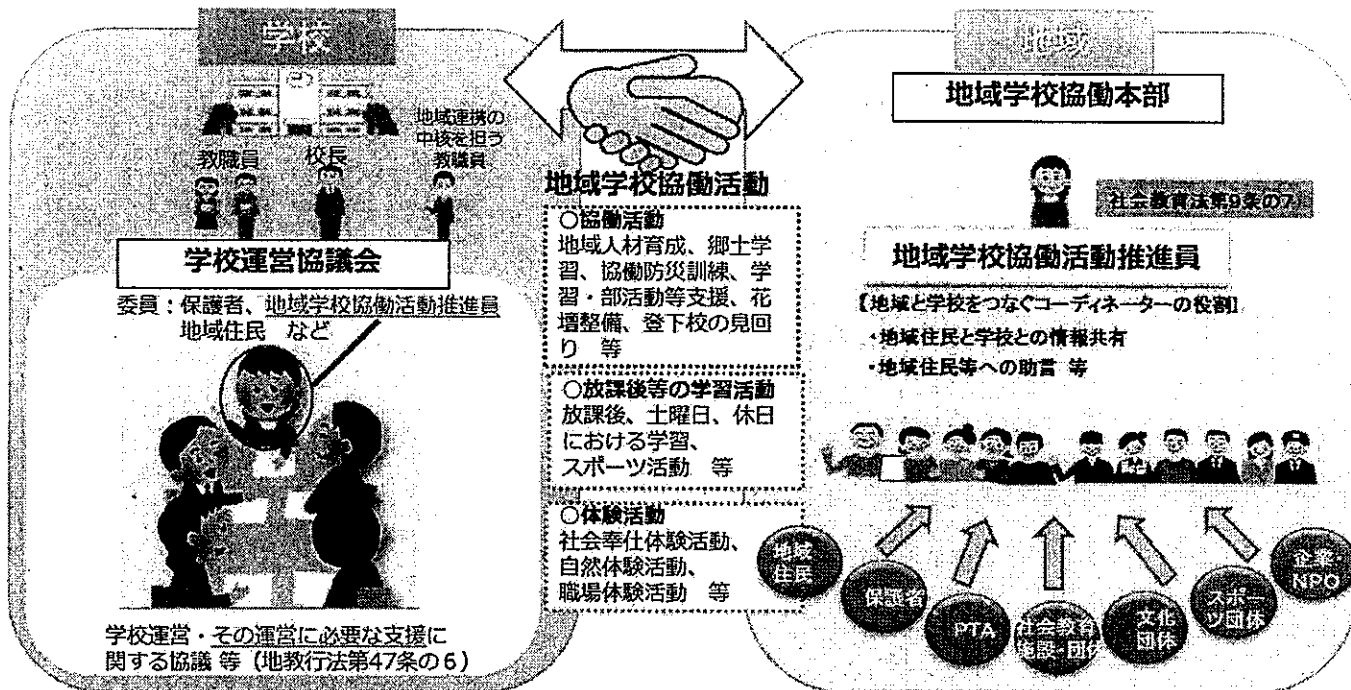
近隣市のみ抜粋

(文科省 HP より平成 30 年 (2019 年) 4 月 1 日現在)

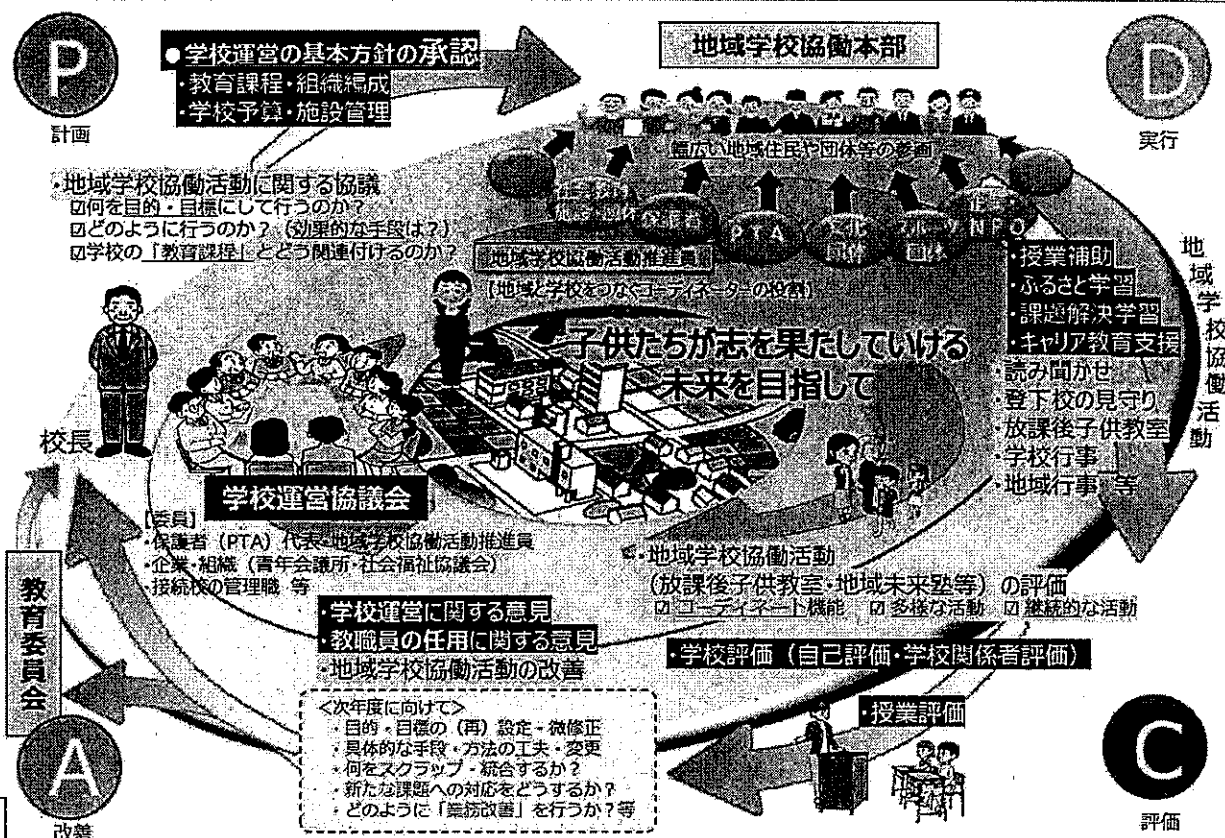
都道府県名	学校設置者	導入校数	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	中等教育	高等教育	特別支援	
大阪府 導入率:1.2%		199	0	14	2	2	0	136	45	学校数
	大阪府教育庁	182	0	0	1	0	0	136	45	-
	池田市	1	0	0	0	1	0	0	0	小9・中4・義1 計14
	能勢町	2	0	1	1	0	0	0	0	小1・中1 計2
	守口市	1	0	0	0	1	0	0	0	小13・中7・義1計21
	河内長野市	13	0	13	0	0	0	0	0	小13・中7・義0計20
京都府 導入率:48.4%		280	13	191	62	6	0	0	8	
	城陽市	15	0	10	5	0	0	0	0	
	京田辺市	1	0	1	0	0	0	0	0	
	久我山市	4	0	3	1	0	0	0	0	
	精華町	1	0	0	1	0	0	0	0	
	亀岡市	1	0	1	0	0	0	0	0	
	南丹市	7	0	7	0	0	0	0	0	
	京丹波町	2	0	2	0	0	0	0	0	
	福知山市	1	0	1	0	0	0	0	0	
	舞鶴市	8	0	6	2	0	0	0	0	
	伊根町	3	0	2	1	0	0	0	0	
	京都市	237	13	158	52	6	0	0	8	
兵庫県 導入率:6.4%		72	0	46	23	1	0	1	1	
	伊丹市	17	0	10	6	0	0	1	0	
	明石市	1	0	1	0	0	0	0	0	
	稲美町	1	0	0	1	0	0	0	0	
	多可町	1	0	1	0	0	0	0	0	
	姫路市	5	0	2	2	1	0	0	0	
	赤穂市	7	0	5	2	0	0	0	0	
	宍粟市	6	0	3	3	0	0	0	0	
	朝来市	1	0	1	0	0	0	0	0	
	篠山市	20	0	14	5	0	0	0	1	
	丹波市	6	0	5	1	0	0	0	0	
	神戸市	7	0	4	3	0	0	0	0	
奈良県 導入率:13.4%		44	0	25	15	0	0	4	0	
	奈良県	4	0	0	0	0	0	4	0	
	奈良市	13	0	8	5	0	0	0	0	
	五條市	13	0	8	5	0	0	0	0	
	香芝市	1	0	1	0	0	0	0	0	
	葛城市	7	0	5	2	0	0	0	0	
	十津川村	3	0	2	1	0	0	0	0	
	上北山村	2	0	1	1	0	0	0	0	
川西町・三宅町式下	1	0	0	1	0	0	0	0		

学校と地域の効果的な連携・協働と社会教育法の改正について

学校運営協議会の仕組みを生かして学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくためには、より多くのより幅広い層の地域住民団体、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する「地域学校協働本部」と双方が機能することが重要です。地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員になることで、学校と地域が目標やビジョンをしっかりと共有した上で、効果的に地域学校協働活動を実施することが可能になるとともに、学校と地域が「一体的」に取り組む推進体制を構築することができます。



「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



Q. 学校運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのではないかと心配する声はないか？

A.

学校運営協議会の設置前後は、組織作りや協議会の開催に関する事務に加え、保護者や地域住民等への理解促進等を地道に行う必要があります。そのため、協議会の運営が軌道に乗るまでに一定程度の稼働が必要となります。一方で、「学校関係者評価」や「学校評議員制度」に関する機能は、学校運営協議会の仕組みに組み込むことで組織を一体化することが可能であり、会議を減らすことができます。また、学校運営協議会が組織されていることで、想定外の協議案件が発生しても、改めて会議体を作る必要がなかったという事例が多く報告されています。

また、コミュニケーション・スクールは、学校・家庭・地域が「何を指すのか」という目標やビジョンを共有し、[何]に取り組み必要があるか]等について協議する機能なので、**学校・家庭・地域が適切な役割分担がなされれば、教職員の負担増に直接つながることはありません。**

教職員が地域住民やさまざまな組織とつながり、顔が見える関係になることで、職場体験等で協力していただける企業や団体等を容易に見つけることができたり、学校の理解者が増えることで、苦情の件数が減ったりするなどの効果も現れています。

Q. 教職員の任用に関する意見の申出により、教職員人事に混乱が生じないか？

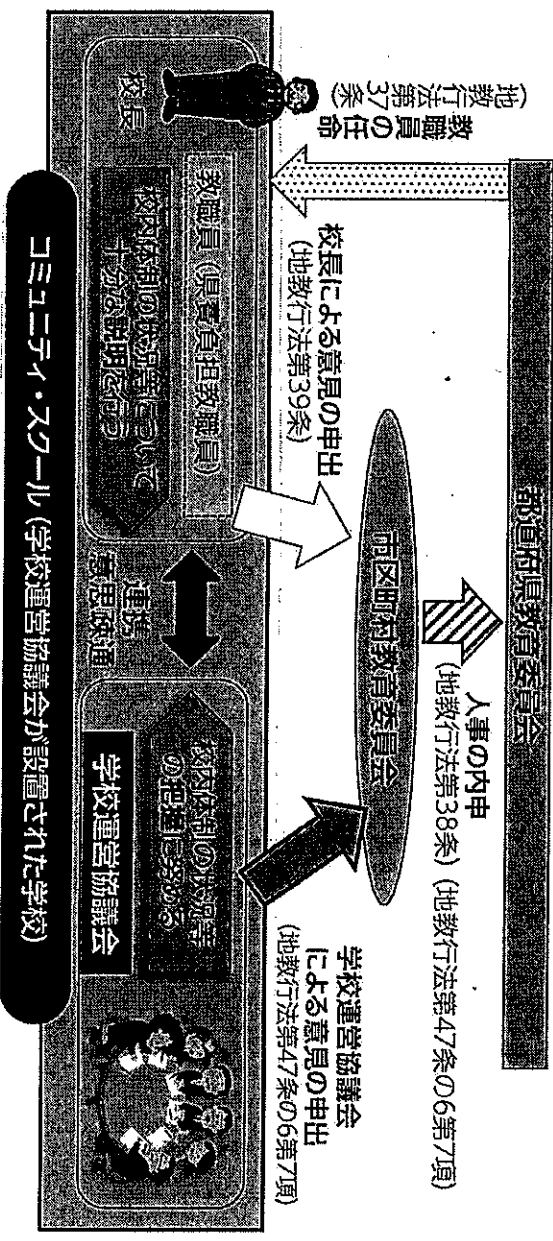
A.

教職員の任用に関する意見は、「地域の特色を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しするものが多く、かつ、学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見が尊重されるものではありません。そのため、**教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。**

また、教職員の任用に関する意見の対象となるのは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては対象とはなりません。

【教職員の任用に関する意見（例）】
 地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教師の配置を要望
 若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー」性を持った教師の配置を要望
 「地域に根ざしたスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教師の配置を要望
 次年度は算数の学年で個別指導が必要な児童がいることから、学習支援員の複数配置を要望

○ 教職員の任用に関する意見については、各学校の特色や地域の実情等を踏まえつつ、どのような事項を学校運営協議会による意見申出の対象とするかについて、各教育委員会の判断に委ねることが適当と考えられることから、平成29年の地教行法改正において、協議会の意見の対象となる事項の範囲については、各教育委員会規則で定めることとなりました。各教育委員会においては、この趣旨を踏まえ、それぞれの域内の事情を勘案し、適切に規則を設けることが求められます。



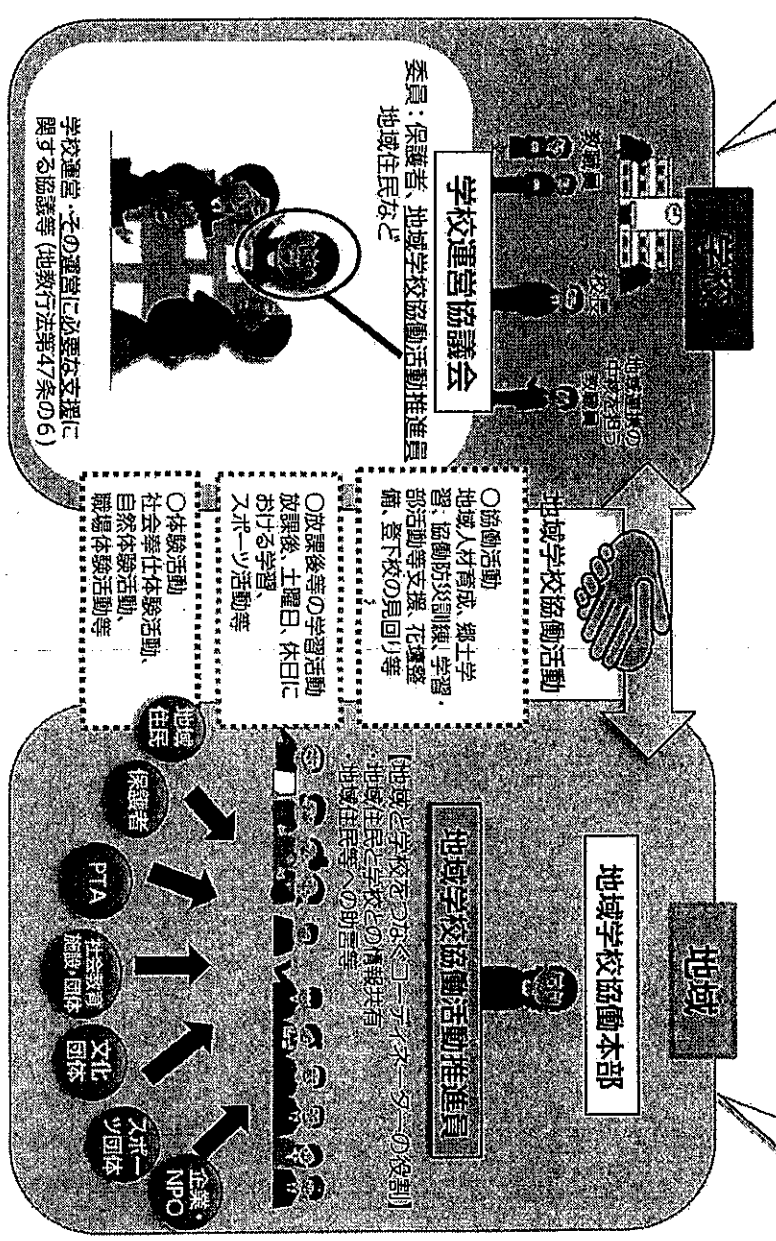
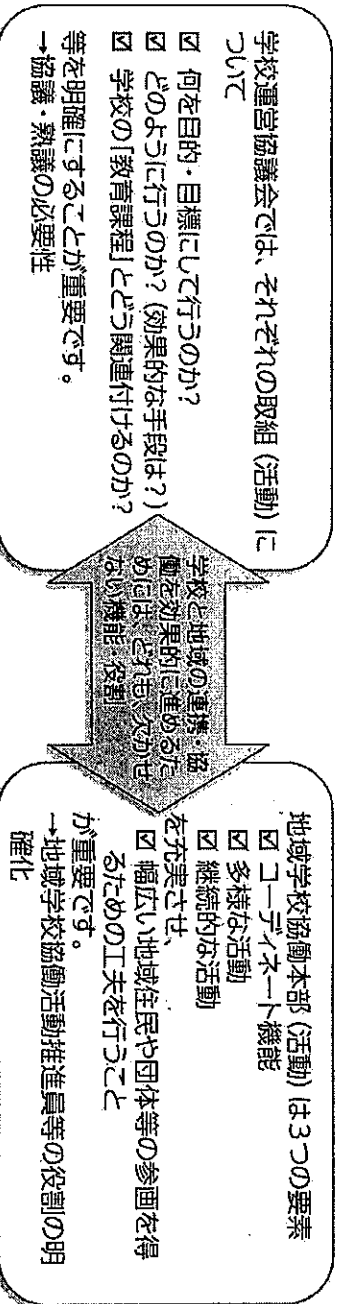
Q. 地域学校協働活動（地域学校協働本部）と学校運営協議会は、どのように一体的に推進していけばいいの？

A.

地域学校協働活動を進めるにあたっては、まず関係者によるビジョンや目標の共有を行うことが重要であり、**学校運営協議会における協議や熟議等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民の参画により効果的に地域学校協働活動を行うことにより、子供たちの教育活動の充実や活性化が期待できます。

平成29年3月の地教行法の改正により、学校運営協議会において「学校運営への必要な支援について協議すること」、「学校運営協議会の委員として地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行うもの」を任命することが追加されたことを踏まえ、学校運営協議会と地域学校協働本部が円滑に連携し、両者の機能を効果的に高めていくため、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加するなど、普段からコミュニケーションや情報共有を行うことが重要です。また、地域学校協働活動が効果的かつ適切に行われているか、活動が学校における教育活動や地域の活性化に資するものとなっているかなど、両者の連携により活動に関する振り返りを行い、次年度の地域学校協働活動に反映させることにより、PDCAサイクルを機能させていくことが重要です。

地域学校協働本部と学校運営協議会は、それぞれが持つ役割を十分に機能させることで両輪として相乗効果を発揮し、学校運営の改善に結びつけることが期待されます。



※地域学校協働活動推進員
 平成29年3月の社会教育法改正により、教育委員会が委嘱することができるようになりました。